

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令 参照条文

目次

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（抄）	1
○ 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）（抄）	2
○ 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第二百十号）	4
○ 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）（抄）	5

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（抄）

第六十五条（略）

②前項ノ場合ニ於テ増加恩給ヲ受クル者ニ妻又ハ扶養家族アルトキハ妻ニ付テハ十九万三千二百円ニ調整改定率（恩給改定率（第六十六条第一項ノ規定ニ依リ設定シ同条第二項乃至第五項ノ規定ニ依リ改定シタル率ヲ謂フ以下同ジ）ヲ謂フ但シ恩給改定率ガ一ヲ下ル場合ハ之ヲ一トス以下同ジ）ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス）扶養家族ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付テハ七万二千円（増加恩給ヲ受クル者ニ妻ナキトキハ其ノ中一人ニ付テハ十三万二千円）ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス）其ノ他ノ扶養家族ニ付テハ一人ニ付テハ三万六千円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス）ヲ増加恩給ノ年額ニ加給ス

③⑥（略）

第六十六条 平成十九年度ニ於ケル恩給改定率ハ〇・九六七トス

②恩給改定率ニ付テハ毎年度当該年度ノ国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二十七条ニ規定スル改定率（同法第二十七条の三又ハ第二十七条の五ノ規定ニ依リ改定シタルモノニ限ル以下国民年金改定率ト称ス）ヲ平成十九年度（此ノ条ノ規定ニ依ル恩給改定率ヲ引上グル改定ガ行ハレタルトキハ直近ノ当該改定ガ行ハレタル年度）ノ国民年金改定率ヲ以テ除シテ得タル率（当該率ガ一ヲ下ル場合ハ之ヲ一トス）ヲ基準トシテ改定シ当該年度ノ四月以降ノ恩給ニ付之ヲ適用ス

③前年度ノ恩給改定率ガ一ヲ下ル場合デ且当該年度ノ国民年金改定率ガ国民年金法第二十七条の五ノ規定ニ依リ改定シタルモノナルトキニ於ケル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ前年度ノ国民年金改定率ヲ同法第二十七条の三ノ規定ニ依リ改定シタル率ヲ当該年度ノ国民年金改定率ト看做ス但シ此ノ項及前項ノ規定ニ依リ改定シタル恩給改定率ガ一ヲ超ユルコトトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

④前二項ノ規定ニ依ル恩給改定率ノ改定ノ措置ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

⑤第三項但書ノ規定ノ適用アル場合ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ改定シタル恩給改定率ガ一ヲ下ルコトトナルトキハ同項及第三項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ一トス

○ 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）（抄）

附 則

（扶助料の年額に係る加算の特例）

第十四条 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。

一 扶養遺族（恩給法第七十五条第三項に規定する扶養遺族をいう。次号において同じ。）である子が二人以上ある場合 二十六万七千五百円（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第六十二条の第二項第一号に規定する子が二人以上あるときの加算額が二十六万七千五百円を上回る場合にあつては、当該加算額から二十六万七千五百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を二十六万七千五百円に加算した額）

二 扶養遺族である子が一人ある場合 十五万二千八百円（国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第六十二条の第二項第一号に規定する子が一人あるときの加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十五万二千八百円（国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第六十二条の第二項第二号に規定する加算額（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。以下この項、次項及び附則第十五条第四項において「厚生年金加算額」という。）が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）

2 恩給法第七十五条第一項第二号若しくは第三号又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第一百七十七号）第三条に規定する扶助料を受ける者については、その年額に十五万二千八百円（厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）を加えるものとする。

3 5 （略）

第十四条の二 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける妻で、前条第一項各号の一に該当するものが、旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることがで

きるときは、その間、前条第一項の規定による加算は行わない。ただし、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料の年額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に前条第一項の規定による加算額を加えた額が政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該扶助料の年額を控除した額とする。

(傷病者遺族特別年金)

第十五条 傷病年金又は特例傷病恩給を受ける者が、当該傷病年金又は特例傷病恩給の給与事由である負傷又は疾病以外の事由により昭和二十九年四月一日以後死亡した場合においては、その者の遺族に対し、傷病者遺族特別年金を年金たる恩給として給するものとする。ただし、その遺族が当該死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した場合には、この限りでない。

2・3 (略)

4 傷病者遺族特別年金を受ける者については、その年額に十五万二千八百円(厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあっては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額)を加えるものとする。

5・8 (略)

○ 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第二百十号）

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項並びに恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）附則第四条第三項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則第八条第一項及び恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（令和五年度における恩給改定率）

第一条 令和五年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、一・〇〇〇とする。

（平成二十年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料等の年額）

第二条 恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第三項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則第八条第一項の表扶助料の項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる扶助料の年額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの扶助料の年額 四〇二、〇〇〇円
  - 二 平成二十一年十月分から平成二十二年九月分までの扶助料の年額 四〇三、四〇〇円
  - 三 平成二十二年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料の年額 四〇四、八〇〇円
- 2 平成十九年改正法附則第四条第四項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる傷病者遺族特別年金の年額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額 十二万五千五百五十円
- 二 平成二十一年十月分から平成二十二年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額 十三万六千六百五十円
- 三 平成二十二年十月分から平成二十三年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額 十五万二千八百円

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三十日政令第百十八号）

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

○ 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）（抄）

（法律第五十一号附則第十四条の二に規定する政令で定める額）

第二条 法律第五十一号附則第十四条の二第一項ただし書及び第二項に規定する政令で定める額は、八十一万円とする。